過疎対策の現状と課題



平成23年7月28日 総務省地域力創造グループ 過疎対策室

目 次

0	過疎地域自立促進計画の策定状況等について	P 1
0	平成22年度過疎対策事業債の発行状況(速報値)	P 2
0	過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議等について	P 4
0	過疎地域の人口(H22国調速報値)について	P 6
0	これまでの各過疎対策法の背景・考え方	P 7
0	過疎関係市町村数・人口・面積の推移	P 8
0	非過疎市町村における人口減少の事例	P 1 1
0	地域振興立法一覧表	P 1 2

過疎地域自立促進計画策定状況等について(平成23年3月末現在)

過疎地域自立促進方針

- 〇過疎関係45都道府県すべてが策定済み。
- 〇改正過疎法を踏まえ、ソフト事業に関する記述が増加。また、地域住民、NPOとの協働等、様々な主体の過疎対策への参画に関する記述が新たに追加。

過疎地域自立促進計画

〇都道府県計画・・・44団体(97.8%)が平成22年度末までに策定済み。

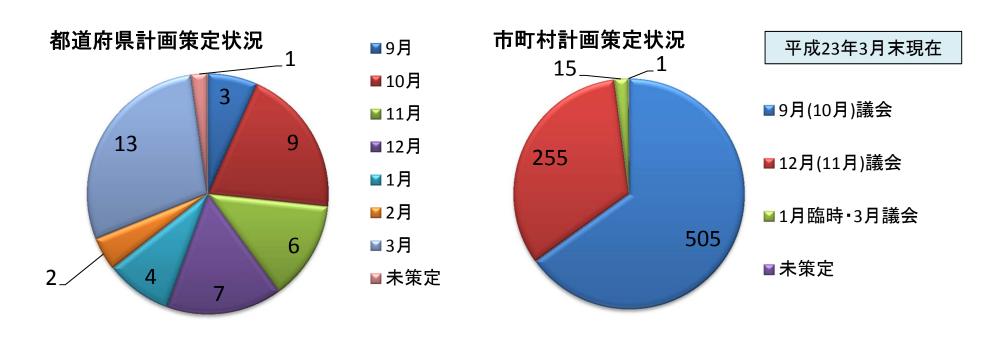
1団体が未策定。平成23年度以降に策定の要否を検討する。

〇市町村計画 ・・・775団体(99.9%)が平成22年度末までに策定済み。

1団体を除くすべての過疎団体が平成22年度中に策定した。

また、707団体(91.23%)が過疎地域自立促進特別事業(過疎債を活用したソフト事業)を

盛り込んだ。



平成22年度過疎対策事業債(ハード事業)の発行状況(速報値)

発行予定額 (事業別) (単位:億円) シェア

	(単位: 徳口) (ジェア)
① 産業の振興施設 ・農道、林道、産業振興施設と集落を結ぶ道路 ・観光レクリエーション施設 ・集荷貯蔵施設、畜舎等の農業近代化のための施設 ・生産施設、加工施設及び流通販売施設	389.2 (22.6%)
② 交通通信施設 ・市町村道・橋りょう ・電気通信施設 ・除雪機械	417.2(24.2%)
③ 厚生施設 ・下水処理施設 ・簡易水道施設 ・高齢者福祉施設 ・診療施設 ・認定こども園	524.8 (30.5%)

[※] 事業例は、都道府県から報告のあった事業名から抜粋したもの。

(参考)過疎対策事業債(全体)の状況

(単位·億円)

3 / NC / / / / / / / / / / / / / / / / /				(十年:1011)			
	年度 計画額 (A)		発行予定額 (B)	(A) - (B)	(B)/(A)	備考	
	H20	2,720	2,118	602	77.9%	ハードのみ	
	H21	(2,757) 2,638		554	79.9%	ハードのみ	
	H22	2,700	2,076	624	76.9%	ハード・ソフト	

※()は、計画改定後の額である。

	(単位:億円)	シェア
<u>育文化施設</u>		

	, ,
④教育文化施設・小・中学校校舎・屋体・寄宿舎・市町村立幼稚園・スクールバス・図書館	374.9 (21.8%)
⑤集落整備 •定住促進団地	9.5 (0.5%)
 ⑥自然エネルギー施設 ・木質ペレットを利用する設備 ・家畜糞尿を資源とした発電施設 ・温泉熱を利用するための設備 ・太陽光発電設備 ・家庭及び事業所からの配食用油の利活用設備 	6.1 (0.4%)

1721.7

発行予定類 (事業別)

※被災県(岩手県、宮城県、福島県)を除く。

平成22年度過疎対策事業債(ソフト事業)の発行状況(速報値)

発行予定額 事業別 (単位:億円) シェア

① 産業の振興 ・新規就農者支援対策事業 ・地域ブランド化推進事業 ・起業人材確保育成支援事業 ・鳥獣被害対策事業	82.0	(23.2%)
②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 ・コミュニティバス、デマンドバス、デマンドタクシーの運行事業 ・民間バス事業者への補助事業 ・自主放送番組放映事業	63.3	(17.9%)
③生活環境の整備 ・環境美化推進事業 ・危険家屋解体撤去補助事業	11.5	(3.2%)
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・高齢者等生活支援事業・見守りネットワーク構築事業・放課後児童健全育成事業・若者交流事業	59.2	(16.7%)

×	事例は、	都道府県から報告のあった事業名から抜粋したもの。
∕∙ \	子いいいく	即進州未得の取首ののうた事未省から派件したのの。

発行予定額	事業別
(単位:億円)	シェア
	()

⑤医療の確保・医師・看護師の確保のための修学資金貸与事業・医師確保事業(診療所開設費用補助、専門医招聘等)・巡回診療事業	56.1 (15.9%)
⑥教育の振興 ・特色ある教育(英語教育強化等) ・廃校舎を活用した賑わい拠点づくり事業	29.3 (8.3%)
⑦地域文化の振興等 ・文化と歴史の輝く里推進事業 ・芸術文化活動推進事業	4.5 (1.3%)
⑧集落の整備・地域コミュニティ活動支援事業・定住、移住促進事業	28.7 (8.1%)
⑨その他・クリーンエネルギー補助事業	19.2 (5.4%)

合計

353.8

(参考)

発行限度額の総計:約612億円

※ 被災県(岩手県、宮城県、福島県)を除く。

過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議等について

衆議院総務委員会(平成22年3月2日)

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件

過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活 交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

一方、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、過疎地域以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

こうした現状認識にかんがみ、今般、本委員会は過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について六年間の延長を行うとともに、平成十七年の国勢 調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するほか、いわゆるソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする過疎地域自立促進特別措 置法の一部を改正する法律案を提出することとした。

以上を踏まえ、政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。

- 一 過疎地域を中心に集落の高齢化が進行するとともに、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加し、これらの集落において、相互扶助機能 の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を 十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ 細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二 各地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重すること。
- 三 過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 五 今般の法律案については、過疎地域からの要望を踏まえ、過疎対策事業債の対象を拡充し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通 手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保するために実施するいわゆるソフト事業についても対象 としたところであり、その趣旨を踏まえ、制度の運用に当たっては、次の事項について特に留意すること。
 - 1 過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保するとともに、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。
 - 2 過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。
- 六 <u>過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年</u>を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

2 参議院総務委員会(平成22年3月9日)

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、<u>過疎地域の現状と課題を十分に把握し、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育</u>成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二、過疎地域がそれぞれ有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三、過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 四、過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保することとし、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すとともに、過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。
- 五、<u>過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を</u> 目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

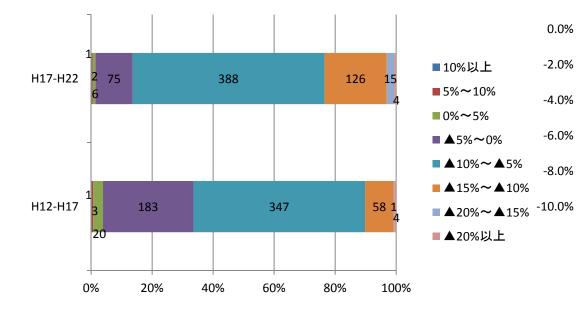
過疎地域の人口(H22国調速報値)について

- 過疎関係市町村(H22.4.1)の人口は、9,122千人。
- 平成17年から666千人減で、6.8%減。
- 過疎関係市町村のうち、23.5%(145市町村)が10%以上の人口減であった。
 - ※ここでの<u>過疎関係市町村とは、全域過疎(582市町村)及びみなし過疎(35市町村)の市町村のみ</u>(一部過疎(159市町村)は除く。)。

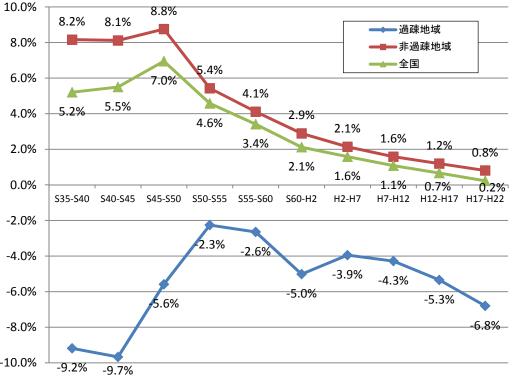
過疎地域の状況

(過疎関係市町村) (全国) (過疎地域割合) 人口(千人)【平17国調】 9,787 127,768 7.7 % ↓ 【平22国調速報値】9,122 128,056 7.1% 5年間人口減少率(%) ▲6.8% 0.2%

過疎地域の人口増減率階級別市町村数



5年間人口増減率の推移 (全国、過疎地域)



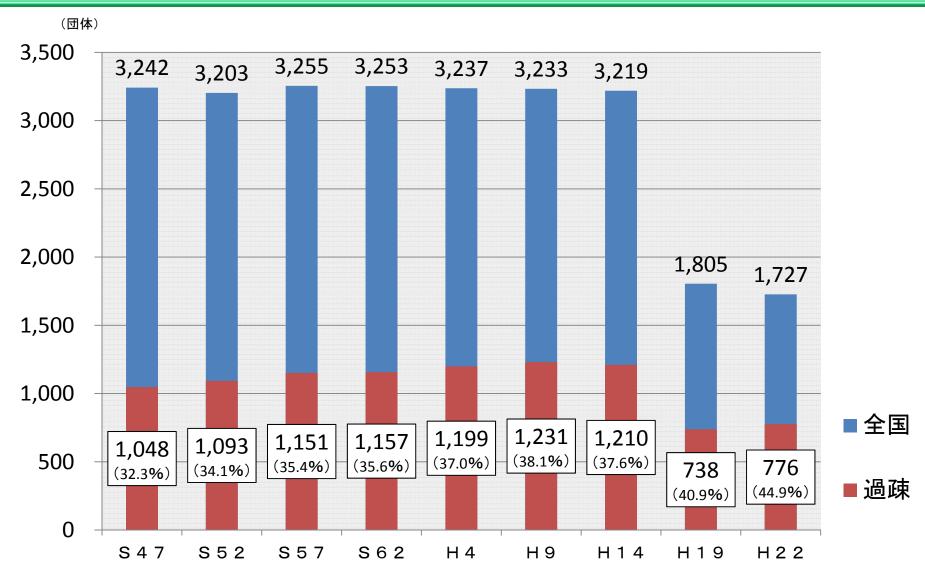
(備考)①増減率は、『国勢調査人口』より算出。

②過疎地域は平成23年4月1日時点(776市町村)であるが、一部過疎地域については 人口のデータがないため、実績及び推計ともに非過疎地域に分類している。

これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	全名 過疎対策緊急措置法 過疎地域振興特別措置		過疎地域活性化特別措置 法	過疎地域自立促 進特別措置法	過疎地域自立促 進特別措置法 (延長法)	
期間	昭和45年度~昭和54年 度	昭和55年度~平成元年度	平成2年度~平成11年度	平成12年度~平 成21年度	平成22年度~	
背景	・新規学卒者を中心とした <u>急激な都市への人口吸収。</u> ・897市町村で10%以上、 117市町村で20%以上、 36村で30%以上減少。	・住民の就業機会や医療の確保。 ・若年層を中心とした人口 流出による高齢化。	・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中。 ・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生。	・ <u>自然減が重みを増し</u> 、高齢化の進行、引き続く若年者の流出。 ・農林水産業の 著しい停滞。 ・集落存続危機	・雇用の場の不 足。 ・身近な生活交通 の確保。 ・医師不足。 ・伝統文化の喪 失。集落の消滅。	
考え方	・緊急の対策。 ・生活環境におけるナショナルミニマムの確保。 ・開発可能な地域に産業基盤等を整備。 ・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止。	・過去における人口減少に 起因した地域社会の機能 低下、生活水準、生活機能 の改善。 ・総合的かつ計画的の振興 施策による住民福祉の向 上、雇用の増大及び格差 の是正。	・「振興を図る」から「活性化を図る」へ。 ・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視。 ・ハードもみならず、ソフトも含む総合的な地域の発展を重視。	・「活性化」から 「自立促進」 ・全国的視野に 立った過疎地域 の新しい価値、公 益的機能。 ・個性を発揮して 自立できる地域 社会。	・過疎問題の解 決を国民全体に 係る重要課題とと らえた、切れ目の ない対策。	
主な 措置		・過疎債交付税措置率の引き上げ(57%→70%) ・地場産業振興施設、観光 レクリエーション施設を追加	・代行制度拡充(下水道) ・高齢者生活福祉センター 等を追加	・高齢者福祉向 上、地域文化振 興施設を追加	・過疎債にソフト 事業を追加 ・自然エネルギー 利用施設を追加	
成果	 ・市町村道改良率9%→22. 7%、舗装率2. 7%→30. 6% ・集会施整備80% ・昭和50年度における人口減少は鈍化 ・法の目的を達しえたとして失効。 	·市町村道改良率39%、舗装率55.7%。	・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、 産業振興、高齢者等の保 健福祉、生活環境の整備 のシェアが増加。	 ・市町村道改良率51.2%舗装率68.6%。 ・生活安定と福祉向上。 ・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)。 		

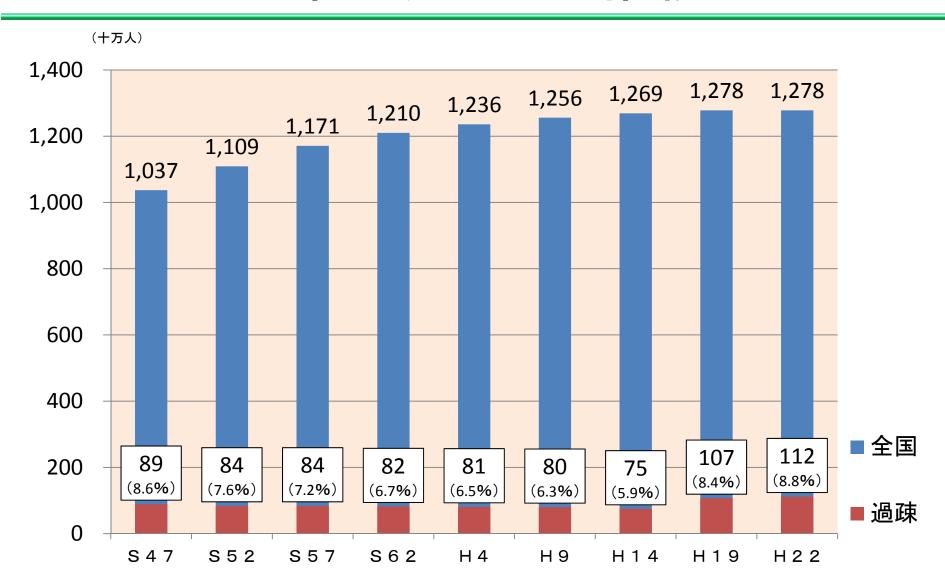
過疎関係市町村数の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。

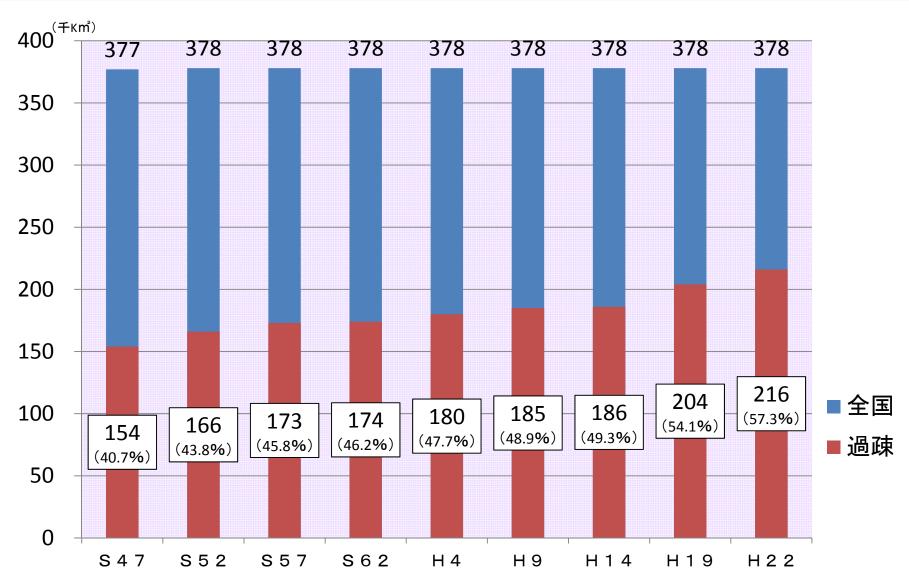
②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)による。

過疎地域人口の推移



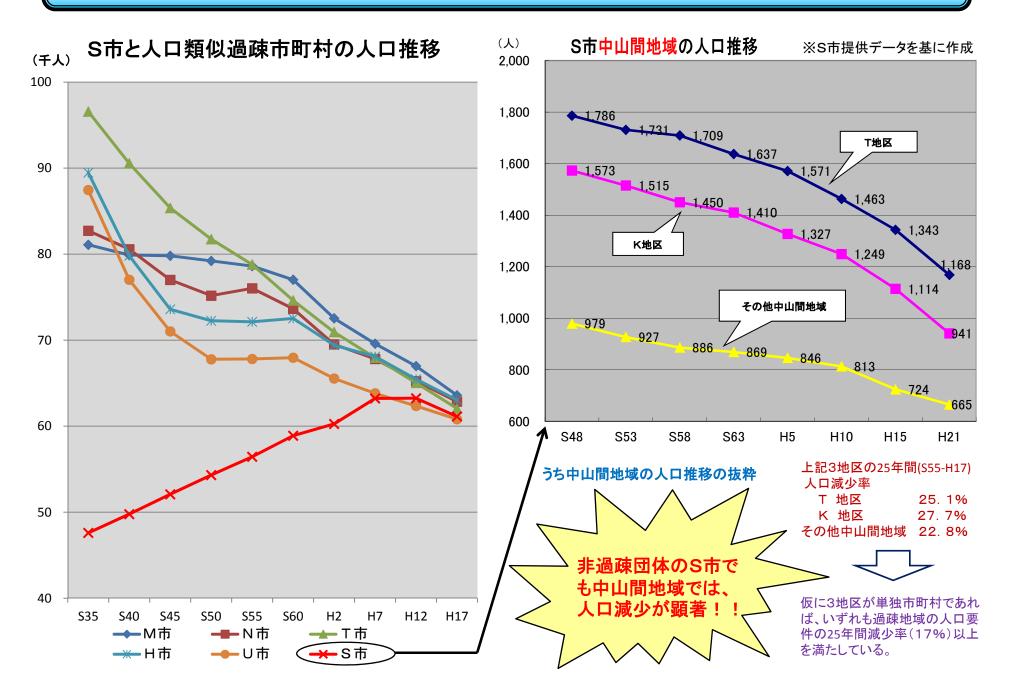
(備考) ①「過疎対策の現況」による。人口は国勢調査人口。 ②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

過疎地域面積の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。面積は、S45~H9については国土地理院調べ、H14~H22については国勢調査。 ②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

非過疎市町村における人口減少 ~N県S市の事例~



地域振興立法一覧表(条件不利地域の振興立法)

	区分	過疎地域自立促進特別措置法	豪雪地带交	<u>策特別措置法</u>	<u>離島振興法</u>	半島振興法	<u>山村振興法</u>	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
施行年月日		平成12年4月(当初、昭和45年~)	昭和:	37年4月	昭和28年7月	昭和60年6月	昭和40年5月	平成5年9月
有効期限(延長期間) 目的				% 1	平成25年3月(10年毎)	平成27年3月(10年毎)	平成27年3月(10年毎)	-
		・地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・産業の振興 ・民生の安定向上		・離島の自立的発展の促進 ・島民の生活の安定及び福祉の向上 ・国民経済の発展及び国民の利益の 増進	・地域の振興 ・半島地域の自立的発展 ・地域住民の生活の向上 ・国土の均衡ある発展	・経済力の培養 ・住民の福祉の向上 ・地域格差の是正 ・国民経済の発展	・地域の特性に即した農林業、その他の事業の振興 ・豊かで住みよい農山村の育成
	国の基本方針等	-	〇(国交・約		〇 (国交・総務・農水大臣)	-	_	-
	地域指定(主体)	国交・総務・農水大臣	国交•総	務・農水大臣	国交・総務・農水大臣	国交・総務・農水大臣	国交・総務・農水大臣	法令
地域指定	指定(公示) 要素 ()は指定根拠がある法律等	【過疎地域自立支援促進法第2条】 以下の1、2のいずれかに該当 1 人口減少率が、 ① 0.30以上(S35~H7)で65歳以上比率0.24以上 ③ 0.25以上(S35~H7)で65歳以上比率0.15以下 ④ 0.19以上(S45~H7)で15歳~29歳比率0.15以下 ④ 0.19以上(S45~H7)で15歳~29歳比率0.15以下 ④ 0.19以上(S45~H7)のいずれかに該当ただし、①2③の場合、増加率0.10以上(S45~H7)の団体は除く。かつ、財政力指数(H8~10)0.42以下、公営競技収益13億円以下 〇H12国勢調査の結果による追加公示(H14.4.1付) ① 0.30以上(S40~H12) ② 0.25以上(S40~H12)で65歳以上比率0.24以上 ③ 0.25以上(S40~H12)のいずれかに該当ただし、①2③の場合、増加率0.10以上(S502H12)の団体は除く。かつ、財政力指数(H10~12)0.42以下、公営競技収益13億円以下 2 人口減少率が、① 0.33以上(S35~H17)で65歳以上比率0.29以上 3 0.28以上(S35~H17)で65歳以上比率0.29以上 3 0.28以上(S35~H17)で65歳以上比率0.29以上 ④ 0.17以上(S552H17)のいずれかに該当ただし、①2③の場合、増加率0.10以上(S352H17)の団体は除く。かつ、財政力指数(H18~20)0.56以下、公営競技収益0億円以下	・豪雪地帯:いづれかに該当する道府県又は市町村村 「)豪雪地域が2/3以上 ②豪雪地域が1/2以上で道府県庁所在市の全部又は一部が豪雪地域である道府県等 ※豪雪地域:累年平均積雪積算値が5,000m日以上の地域(S37の積雪の終期までの30年以上の期間) ・特別豪雪地帯:次の要件を備えた市町村 〇積雪の度の要件:累年平均積雪積算値(S33~552までの20年間)、15,000m日以上の地域が11人以上またはその区域内に市役所若しくは町村役場が所在する市町村であること等 〇積雪による住民の生活の支障の要件:以下の各の生活の支障度が著しい市町村・積雪による自動車交通の途絶の状況、医療、表務教育および郵便物の集配の確保の困難性・散野政力、集落の分散度		強く本土に依存 エ、本土との最短 距離がおおむね5粁以上 オ、人口 おおむね100人以上 ②内海離島 ア、本土との最短航路距離がおおむ ね10粁以上 イ、定期航路の寄港回 数が1日おおむね3回以下 ウ、人口 おおむね100人以上 ③離島一部地域指定 ア、本土との最短航路距離が、外海 の島しよにおいては、おおむね5粁以 上、内海の島しまにおいては、おおむ ね10粁以上 イ、定期航路の寄港回 数が1日おおむね3回以下 ウ、夫 の第しよにおいては、おおむね5粁以 上、内海の島しよにおいては、おおむ ね10粁以上 イ、定期航路の寄港回 数が1日おおむね3回以下 ウ、主要	社会的終済的条件からみて日常の 社会経済活動の基盤となり得る程度 のまとまりのある地域 ②次のいずれにも該当すること 1 インターチェンジ、空港及び新幹線 の停車駅のうち2以上の施設の利用 が容易ではない 2 公共的施設(医集施設、社会福祉施 設、教育文化施設等)の整備が総合 的に判断して不十分 ③第1次産業就業人口比率が全国平 均を著しく上回る地域。ただし、工業	該旧市町村の区域が ・林野率が75%以上 かつ・人口密度が1.16/町歩未 であり、当該旧市町村の公 共施設等の整備が十分に 行われていないため、当該 旧市町村の区域における	【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令第1条】 次の①~④の要件を全て満たすこと。 ①(a又はbを満たす) a田の面積のうち勾配1/20以上の田が50%以上かつ耕地面積の33%以上が田であること、又は、畑の面積のうち勾配が15度以上の畑が50%以上かつ耕地面積の33%以上が畑であること。b林野率75%以上(H2農林業センサスに基づく林業調査) ②(a又はbを満たす) a農林業従事者数が国勢調査の15歳以上人口の10%以上(H2農林業センサスに基づく農業調査の15歳以上(H2農林業センサスに基づく農業調査及び林業調査) b林野面積が総土地面積の81%以上(H2作物統)引済市市圏の既成市街地等でないこと ④ 人口が10万人未満(H5.9.1現在)
			豪雪	特豪				
##h	地域指定数	922	533	201	76(有人島257)	23	2,104(旧市町村)	2,124(市町村・旧市町村)
域上	対象都道府県数	45	24	15	25	22	44	47
指定	対象市町村数	776	533	201	110	194	735	960
数等	人口(千人)(全国比)	11,116 8.7%	20,132 (15.8%)	3,384 (2.6%)	426 (0.3%)	4,547 (3.6%)	4,325 (3.4%)	11,486(9.3%) (全域市町村分のみ)
	面積(k㎡)(全国比)	216,193 57.2%	191,798 (50.7%)	74,898 (19.8%)	5,209 (1.4%)	36,963 (9.8%)	178,450 (47.2%)	196,380 (52.0%) (全域市町村分のみ)
	計画等	〇過疎地域自立促進方針(都道府県) 〇過疎地域自立促進市町村計画(市町村)	〇道府県豪雪地帯	対策基本計画(道府県)	〇離島振興計画(都道県)	〇半島振興計画(道府県)	〇山村振興基本方針 (都道府県) 〇山村振興計画(市町村)	〇農林業等活性化基盤整備計画(市町村)
	都道府県の代行事業制度	基幹道路、公共下水道	×	基幹道路	×	基幹道路	基幹道路	×
主	補助率の引き上げ	·義務教育施設、保育所、消防施設	×	·義務教育施設 ·農業農村整備事業※2	·港湾、漁港、道路、空港、 義務教育施設、保育所	∙道路※3	·義務教育施設※4、森林 環境保全整備事業※5	×
なり	地方債の特例	0	Δ	(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	0
例 措	地方交付税の特例	0		×	0	0	0	×
置 -	税制上の特例	国税:○(法第29条、30条) 地方税:○(法第31条:減収補填)	国税:×(法記載なし。)	国税: 〇(法記載な し) 地方税: ×(法記載 なし。)	国税: O(法第19条) 地方税: O(法第20 条: 減収補填)	国税: 〇(法第16条) 集: 減収補填)	国税:〇(法記載なし) Δ(経過措置。制度は 廃止。法第13条) 地方税:〇(法第14 条:減収補填)	国税: O(法記載なし。) 地方税: ×(法記載なし。)
	特別融資制度	0	×	0	O	0	<u>施工。</u> (A来 (3来 /	×
共管征	省(太字はとりまとめ省)	国交・終務 農水	国交·	L 総務・農水	国交·総務·農水	国交·総務·農水	国交・総務・農水	総務・ 農水・ 経産・国交
						国土交通省国土政策局	農林水産省農村政策部	農林水産省農村政策部

⁽注)・法律名に下線が引かれているものは議員立法。・地域指定・都道府県・対象市町村数は、H23.41現在。人口は、H17国勢調査。過陳、離島、豪雪及び半島地域の面積は、H23.4.1現在。 ※1 豪雪地帯対策特別措置法の第14.15 条(特別豪雪地帯における市町村道整備及び小中学校施設整備の特例措置)は、平成24年3月末。(10年毎) ※2 土地改良法施行令第78条 ※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第3条第2項第2号 ※4 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項 ※5 森林法施行令第12条